

## 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について

◎ **目的**～近年、住宅での医療、介護のサービスが24時間態勢で実施されるなど、訪問診療等の社会的な重要性が増している現状を踏まえ、訪問診療等に使用する車両の駐車許可事務に対する更なる簡素合理化を図るものです。

◎ **対象**～医師、歯科医師、助産師、看護師等の医療関係従事者が訪問診療等に使用する車両等

項 目	内 容
駐車の期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時間帯が特定できない場合は、おおよその時間帯を記載していただければ結構です。</li> <li style="padding-left: 20px;">たとえば</li> <li>・ 医療機関の診療時間内（9時から17時までの間）</li> <li>・ 医療機関の診療時間内（9時から17時までの間）及び緊急訪問時</li> </ul>
駐車の場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問先が複数あるときには、訪問先一覧表を添付してください。 「訪問先付近」として駐車場所をある程度柔軟に選択できるように配慮しています。</li> <li>○ 許可条件における遵守事項例           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐停車禁止場所に駐（停）車しないこと</li> <li>・ 法定の駐車禁止場所には駐車しないこと</li> <li>・ 駐車の方法に従わない駐車をしないこと</li> <li>・ 申請（許可）理由以外には使用しないこと</li> <li>・ 駐車するときは、車両の前面ガラスの見やすい箇所に、許可証であることが表示された面が前面から見やすいように掲出すること</li> </ul> </li> </ul>
申請書類の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駐車場所及び周辺の見取図           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の地図等に訪問先の位置が示されている書面を提出してください。</li> </ul> </li> <li>○ 病名記載の書面           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問先の病名の記載は不要です。</li> </ul> </li> <li>○ 訪問先を追加する書類           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問先が追加となった場合、訪問先の駐車場所と周辺見取図のみ提出し申請書の再提出は不要です。</li> <li>・ 追加する訪問先の一覧表のみ書面添付してください。</li> <li>・ 駐車するときは、車両の前面ガラスの見やすい箇所に、許可証であることが表示された面が前面から見やすいように掲出してください。</li> </ul> </li> </ul>
申請手続きの合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 許可申請の一括受理           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の警察署にまたがる申請は一つの警察署で一括受理しています。</li> </ul> </li> <li>○ 緊急やむを得ない場合の迅速な対応           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間等の宿直時でも受付します。</li> </ul> </li> </ul>